

株式会社星野リゾート・トナムとの 調停成立について

占冠村は、株式会社星野リゾート・トナムを相手方とし、平成20年1月10日付合意書第4条に基づき、村有リゾート施設の土地・建物の買取履行を求めて、札幌地方裁判所に調停を申し立てておりました。

平成29年1月23日、裁判所のご尽力のもと第8回調停期日において、村と株式会社星野リゾート・トナムとの間に、下記の3段階の買取りを内容とする調停が成立しましたのでご報告します。

平成17年の営業開始からの行政課題が計画的且つ着実に解決に向かうことは、村にとっても大変よい解決ができたものであり、これからは、成立した調停条項に従って確実に買取履行が実現していくものと確信しております。

今後とも星野リゾート・トナムが村の活性化はもとより、道内の広域観光の中核として、さらには、国内を代表するリゾートとして発展されますよう協力してまいります。

平成29年1月30日

占冠村長 中村 博

物件の表示（施設名称）	買取代金額	買取期限
リゾナーレ（旧ガレリアサウス）、 リゾナーレ（旧ガレリアノース）、 タワーI（共有持分）、マウントカ フェラブ（旧レストランコンコ）、 ヘリポートターミナル	384万5,635円	2018年（平成30年） 3月31日まで
ヴィラスポルト1、ヴィラスポルト 2、アビチ（旧ヴィラマルシェ）、 ミナミナビーチ（旧VIZスパハウ ス）、土地83筆	3,765万6,009円	2021年（平成33年） 4月15日まで
オスカー、寄宿舎、寄宿舎渡り廊下 等（未登記）	134万9,784円	2022年（平成34年） 3月31日まで

※ 今回の調停成立により、長年の行政課題でありました①合意書による買取履行についての確定期限の明記と代金額、②タワーIについての買取実施とその他の事項が全て解決することになります。